

第 4 1 7 回
令和 5 年度第 3 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 5 年 7 月 3 1 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和5年7月31日(月)13:25~14:10

2 場 所 札幌第一合同庁舎 10階共用第1・第2会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員
労働者委員 石田委員、金子委員、藤田委員、山田委員、和田委員
使用者委員 片岡委員、桑原委員、柄目委員、中畑委員、藤原委員

【事務局】 友藤労働局長、高橋労働基準部長、牧野賃金室長、杉山室長補佐、
川村賃金指導官

4 議事次第

- (1) 中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達について
- (2) 労使の意向表明について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無の諮問について
- (4) その他

5 議事内容

○杉山室長補佐

事務局の杉山でございます。

本日出席予定の皆様がおそろいになりましたので、定刻よりも早いですが、第3回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、北海道最低賃金審議会委員15名全員が出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には、傍聴されている方が17名、取材のため1社の記者の方がいらっしゃっていることを報告いたします。

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

それでは早速議事に入りたいと思いますが、審議に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして議事録を作成することとなっております。会長と労働者代表委員及び使用者代表委員から各1名が署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として労働者代表委員から金子委員、使用者代表委員から中畑委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

○亀野会長

それでは、議事次第（１）中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達についてでございます。

これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

賃金室長の牧野でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

資料につきましては、お手元に配付させていただいております。令和５年７月２８日、先週の金曜日に開催されました中央最低賃金審議会において厚生労働大臣に対して目安の答申がなされています。

私のほうから答申文を読み上げさせていただきます。

令和５年７月２８日

宛 先：厚生労働大臣 加藤勝信 殿

発信者：中央最低賃金審議会 会長 藤村博之

標 題：令和５年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和５年６月３０日に諮問のあった令和５年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

- 1 令和５年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中

小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」・「改正振興基準」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が目安答申の本文になります。

また、別紙1としまして「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」も添付しております。

本年度は、全員協議会報告で目安のランクが4から3に変更され、Aランクが41円、北海道が対象となっているBランクが40円、Cランクが39円と引上げ額の目安が示されています。

ご承知と思いますが、中央最低賃金審議会の目安小委員会において公労使による審議が行われ、最低賃金引上げの必要性については労使とも一致した意見であったようですが、賃上げの水準についての意見の一致には至らなかったため、公益委員の見解が示されたものです。

公益委員見解を取りまとめるに当たっての背景としまして、最低賃金法第9条第2項に規定されている原則に基づき、まず1つ目、生計費につきましては、消費者物価指数を見ると、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準となっていること及び実質賃金は下がっていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられております。

2番目、賃金についてですが、春季賃上げ妥結状況、これは連合、経団連等、及び賃金改定状況調査の結果、第4表からも賃金の上昇が認められています。

賃金の支払能力についてですが、各種統計資料から、企業利益については昨年からの改善傾向であるが、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するため

にも一層重要性が増している価格転嫁の状況としては二分化されている状況が見られ、最低賃金の影響が大きい職種が多い賃金改定状況調査の第4表と春季賃上げ妥結状況との一定程度の差が生じており、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があるとされております。

さらに、政府に対する要望といたしまして、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること及び、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充と中小企業・小規模事業者における活用を推進するための周知等の徹底が強く要望されています。

また、地方最低賃金審議会への期待として、目安の位置づけは全国的なバランスに配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ自主性を発揮することを期待する。

今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。

最後に、今回の目安における地域間格差の是正についてなのですが、最高額の地域と最低額の地域との比率が令和4年度は79.6%。令和5年度、目安どおりの改定となると80.1%となることから、地域間格差の是正になったというような解釈をしており、金額ベースでの格差解消につきましては最低賃金の低い地域の負担が大きくなると判断されたようでございます。

説明は以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

特にないようですので、次の議事に進みます。

議事の(2) 労使の意向表明となります。

中央最低賃金審議会の目安答申を受けての労働者側、使用者側の基本的な意見を発表していただきたいと思います。

それでは、まず最初に労働者側からお願いいたします。

○山田委員

労働者委員の山田が発言させていただきます。

A 4 横判のパワーポイントの資料になります。これに基づいて、ちょっと中賃の公益見解も交えながらお話をしていきたいと思えます。

この資料につきましては、「2023年度北海道地域最低賃金の引き上げ」ということで、労働側としては5点について強調したいということになります。

めくっていただいて、これも毎年出せていただいておりますが、世界と比較をすると残念ながら日本はまだまだ低い最低賃金だということでございます。

主立ったところの数字を入れてございます。OECD加盟先進国の中で、日本はアメリカの上になっておりますが、アメリカは、ご存じのように州もしくは都市で設定をしているということで、連邦最賃を適用しているところはわずかにあるのだろうと思えますが、そもそも比較になかなかならないというような状況になっております。高いところでは、もう日本円で1,500円、1,800円以上になっているということを考え併せると、やはりこの中では日本が残念ながら一番低い水準だと言わざるを得ないということになります。

1 - 2 . につきましては、日本の最低賃金の推移でございます。これは数字を入れておりません。日本は非常になだらかに上がってきております。これを見ても、やはり下はアメリカしかない。連邦最賃は、たしか十数年見直されていないと記憶しておりますが、ほぼ日本は最下位というような状況で、いかに日本の最低賃金が低いかというのが見て取れるのではなからうかと思えます。

1 - 3 . は、実際にそれを数字で表しております。日本の最低賃金は、フルタイム労働者の平均賃金中央値の4割強程度で、大幅な引上げをしていかなければいけないのだということです。数字が2段になっておりますが、上段が中央値、下段が平均の最賃に占める割合ということになります。この中でも同じようにアメリカが一番下にいますが、これは連邦最賃ということになりますので、各都市、州になるともっと高くなるのだろうと思えます。

個別には出しておりませんが、こういった状況を見ても、残念ながらフルタイム労働者の中央値に対しても最低賃金は44.9ポイント、5割に行かないような状況になっております。ヨーロッパやお隣韓国よりも全然下回っているような内容だということになります。

決して日本の労働者はレベルが低いということではなく、大元の最低賃金が低いだろうということがこの図を見ても読み取れるのではなからうかと思えます。

「2 - 1 . 経営者は非正規雇用労働者の処遇改善を！」ということで、ここは最賃には直接関係はございません。非正規雇用労働者と正規雇用労働者との関係性がありますので、後ほど読み取りを願えればと思えます。

次のページは、若干最賃と関わる部分でございます。

ちょっと字が小さくて申し訳ありませんが、上段の一番左、非正規雇用労働者の賃金について「正規雇用と同様の制度あり」というところが29.2%ですか

ら約3割。これは使用者の方々に敬意を表したいと思ひますし、同一労働同一賃金の関係もあると思ひますが、少しずつでも進んでいるのかなという思ひでございます。

また、昇給制度に関しましては、下段の左端でございますが、昇給制度がないところも4割弱存在しているということで、やはり最低賃金を引き上げていかなければ、こういった人たちはいつまでたっても賃金が上がらないような状況。もちろん、経営者も努力によって従業員の方々の賃上げをするというのは重々承知はしておりますが、全てが全てそうはなっていないのだろうと思ひているところでございます。

続きまして7ページ、2 - 3.になります。じゃあ、何で賃金が上げられないのかというのが、この中で読み取れるのではなからうかと感じます。

「同一労働同一賃金」に対応する上での課題という中で、一番左にありますとおり人件費の増加、これをやっぱり一番気にされているということでございます。最賃や最賃近傍で働かせて利益を得るようなビジネスモデルはもはや限界に来ているのではなからうかと思ひますので、最低賃金の大幅な引上げを実現させていただきたいと思ひているところでございます。

次のページは、「3. 各種指標や外部労働市場の資料を有効活用した審議を！」ということなんです。

今春闘の関係でございますが、北海道は前回、連合北海道の春季生活闘争の集計結果も出ておりましたので、そこまで詳しくは触れませんが、時間給の方々の加重平均は載っていませんが、今年は44円34銭、率にして4.44%実際引き上がっております。

報告いただいたところの平均時給も、昨年1,000円を突破して、今年は1,028円45銭。組織されたところはしっかりと時給も上げていっているということがこれでも読み取れるのではなからうかと思ひます。

原材料、エネルギー価格等々、これは労働者の側だけでなく使用者の側も同じことが言えるのだろうと思ひますが、そんな中でも消費者物価の高騰も一定程度考慮されて賃上げに踏み切っていただいたというようなことが読み取れるのではなからうかと思ひます。

その下段のほうになります。今のパートさん、アルバイトさんの時給、実際どういった募集が行われているかというのを調べてまいりました。

イーアイテムというところは、全体の件数は5,113件ですからそこまで多くありません。この中で、1,000円未満のところももちろん募集はされておりますが、451件、8.82%、1割にも満たない状況になっています。

また、マイナビでは、これは残念ながら北海道単独では出ておりませんが、北海道・東北の平均時給になります、1,032円。これも1,000円を超えております。

この中で見ていただきたいのは「アンケート・調査・企画」というところで、920円、現在の最低賃金額で募集ということなんです。

この資料を作成した時点の内容なので、今は若干変わっている可能性はありますが、この時点では全部で140件の募集がありました。同じ企業から複数出ているのももちろんありました。140件の中で920円という時給の募集は一つもありません。

こういった募集になっているかということ、基本は全て業務委託で、なおかつ出来高制。どうやら、やることによってポイントをもらえるようなのです。それで、ポイントを最終的にお金に換算して入ってくるみたいなところですから、稼ぎ方次第では多分最賃より稼げるのだらうと思いますが、私もそういった働き方をしたことがないものですから、実際は920円になるかどうか。もしかしたら920円以下になる可能性もないとは言えないと思います。そういった意味では、920円の募集はこの中では一件もなかったというところでございます。

また、記載はないのですが、タウンワークの北海道の平均募集時給は1,086円。ですから、3か所ぐらいしかありませんが、全て1,000円を超えているのだということが実際に見て取れると思います。

9ページは、「4.近年の消費者物価指数の推移」ということで、昨年から載せております。10月以降、北海道も4.9%、5.3%、5.4%、5.5%と順調に上がってきております。若干その後下がり傾向ではありますが、先ほど目安答申の別紙1、公益委員見解の4ページでも触れられておりましたが、「足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策」、今、政府が補助金を入れておりますし、これが今のところは9月いっぱい、10月以降どうなるかはこれからだということでございます。補助金を入れていてもかわらず、引き続き4%前後の高い水準であるのだということです。

最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要なのだと。中央でもやっぱりそういった認識があるということで、北海道もぜひそういった審議を進めていただきということでもあります。

ちなみに、9ページの消費者物価指数の推移ですが、中央では2023年6月まで出ていますが、北海道はまだ6月分が出ておりませんので5月までということになりますが、この中の平均では、前年同月比4.625%。仮に、これを現在の最低賃金920円にそのまま掛けると42円55銭。6月分は、もしかしたら多分審議中に出てくるかと思いますが、やはり最低でもこれ以上上げていかなければ実質賃金が下がってしまうのだということを強く主張したいと思います。

最後に、10ページになります。これも毎年出させていただいておりますが、国税庁民間給与実態調査の中から札幌国税局分を抜き出しております。給与所得者数が192万人強の中で、残念ながら24.3%が年収200万円以下で働いているということです。もちろん、この中には就業調整によって200万円以下の方々が存在することは重々諸承知しているところですが、間違いなくこれで生計を立てている方もいらっしゃるということを考えれば、まだまだ実際低いのだということを申し上げおきたいと思ひますし、最低賃金の大幅な引上げ、連合が主張する誰もが1,000円、これをまずはクリアするべきだと考えております。

労働者からは以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

続きまして、使用者側からお願いいたします。

○桑原委員

使用者側委員の桑原です。今年度の審議に臨みます使用者側の認識や基本スタンスを申し上げます。

お手元の資料を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

最初に、道内の中小企業を取り巻く経営環境について申し上げます。

中小企業基盤整備機構の「中小企業景況調査」によりますと、北海道地域の2023年4～6月期の業況判断DIは前期比9.8ポイント増と2期ぶりに上昇はしましたが、依然としてマイナス22.4とマイナス圏で推移しております。

また、日銀札幌支店の「企業短期経済観測調査」によりますと、道内企業の業況判断は前回3月調査から1ポイント改善し、8となっております。製造業では3ポイント悪化しましたが、非製造業では2ポイント改善しております。

一方、東京商工リサーチの「北海道地区・企業倒産状況」によりますと、2023年上半期の倒産件数は124件となり、前年同期比で16件の増加となりました。コロナ禍前の2019年の同期をも上回っている状況でございます。

道内の労働需給情勢について申し上げます。

北海道労働局の雇用失業情勢では、有効求人倍率は0.95倍となり、2か月連続で前年同月を下回りました。基調判断も、「道内の雇用情勢は、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある」となっております。

有効求人倍率は、全国を11ブロックに分けた同一基準で比べますと、北海道は11ブロックの中で一番低い実態もあります。

一方、先ほどの「企業短期経済観測調査」による雇用人員判断は前回3月調査と変わらずマイナス3.5となっておりますが、先行きについては6ポイント下がって、マイナス4.1となっております。

この2つの調査結果からは、道内企業の人手不足感は一段と強まっているものの、賃金の上昇を受けて求人を控えている状況がうかがえます。

今後の審議における使用者側の基本的な考え方を申し上げます。

昨年度は、より早期に全国加重平均1,000円以上を目指す政府方針や足元の物価上昇による生計費への影響が最重視されて、過去最大の引上げとなりました。

その結果、影響率は北海道では20.9%となりました。前年度から2.9ポイント増加して、過去最も高い影響率になっております。また、基準は異なりますが、「賃金構造基本統計調査特別集計」による影響率では、全都道府県の中で最も

高い影響率となっております。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして全ての企業に例外なく罰則付で適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切ではないと使用者側は考えております。

北海道の高い影響率は、実態として最低賃金が強制的な賃上げ政策手段になっていることを示しております。

最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法が定める法の原則、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」とされており、いわゆる3要素を考慮することが基本です。

こうした認識の下で、使用者側は、中小企業の賃金引上げの実態を示し、さきの3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第4表の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基本的な考えに変わりはありません。

指定日発効について申し上げます。

近年の大幅な最低賃金引上げに伴い、繁忙期の年末に就業調整を行うケースが増えていますが、企業にとって労働力確保の面でますます深刻な課題になっております。

これは、「年収の壁」に届かないように働く時間が年々短くなっていることに起因します。この問題は税制や社会保険制度に起因するものではありませんが、最低賃金の引上げが10月に行われることにも関係しております。

また、昨年は、期初に最低賃金の引上げを見込んで賃上げを行っていたものの、想定した以上の引上げになったことから、10月に2回目の賃金見直しを余儀なくされた企業も少なくありません。さらに、近年の影響率の高さは、企業にとっては賃上げが必要となる対象者の増加を意味します。

現状では、答申から発効までの期間が非常にタイトであり、企業からは十分な準備期間の確保を求める声が年々強まっております。

こうしたことから、使用者側は本年度の審議では、年初めの12月または年度初めの4月などの指定日発効を主張いたします。

3ページを御覧ください。

今年度は、特に中小企業の経営実態に焦点を当てた審議を求めます。

お手元の資料には記載していませんが、今回、過去最大となる目安、北海道では40円が示されました。消費者物価指数の一定期間の上昇率にひも付けされてはいますが、全国加重平均1,000円を達成することとした政府方針の範囲が最優先された結果と認識しております。地方の中小・小規模事業者の支払能力を考慮しているとは言い難いため、3要素に基づいて議論すべき各地方審議会が思考停止に陥ってしまうことを強く懸念いたします。

使用者側も、足元の物価上昇や春の賃金引上げ状況を踏まえて最低賃金を引き上げる必要性は十分に認識しております。今春の労使交渉においては、企業規模を問わず、多くの企業が昨年を上回る賃上げを実施しています。

ただ、道内企業の声を聞きますと、今春の賃上げは人材の確保・定着の意味合いが極めて強い状況があります。生産年齢人口の減少に起因して、幅広い業種で人手不足が深刻化しており、新たな人材の確保のみならず、従業員をつなぎ留めるために賃上げを実施したという声も聞かれます。

特に、消費者物価以上に企業物価が高騰している状況において、価格転嫁が容易ではない中小企業の賃上げ原資は増えていません。中小企業は、売上げ機会の損失を防ぐために人材の確保・定着に努めていますが、企業体力以上の賃上げを強いられている厳しい経営状況を十分に考慮する必要があります。

繰り返しになりますが、中小企業における事業の継続と雇用維持の観点では、法が定める3要素、「労働者の生計費」「労働者の賃金」そして「通常の事業の賃金支払能力」に係るデータに基づいて審議することが不可欠です。

本審議を通じて、道内中小企業経営者にとって納得性の高い最低賃金にすることを強く主張いたします。

今年度の審議における使用者側の見解は以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

特に何かご意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会の目安答申を参考にして審議してまいりたいと考えております。

円滑な審議につきまして、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

○亀野会長

それでは、次の議事であります議事（3）特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無の諮問についてでございます。

北海道労働局長から特定最低賃金改正に係る必要性の有無について諮問がなされると伺っております。

事務局から説明をお願いいたします。

○牧野賃金室長

事務局より、諮問文を読み上げさせていただきます。

北労発基0731第1号 令和5年7月31日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和5年7月10付けをもって申出代表 日本食品関連産業労働組合総連合会

北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議 代表 中本俊光から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2通目となります。

北労発基0731第2号 令和5年7月31日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月1日付けをもって申出代表 日本基幹産業労働組合連合会北海道本部 委員長 荒川孝志から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

3通目です。

北労発基0731第3号 令和5年7月31日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月3日付けをもって申出代表 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会 議長 谷口幸一から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出あったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

最後、4通目です。

北労発基0731第4号 令和5年7月31日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長

発信者：北海道労働局長

標 題：北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和5年7月6日付けをもって申出代表 全北海道造船機械労働組合協議会(北海道船舶最低賃金連絡会) 議長 橋本康憲から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上4件になります。
以上でございます。

○亀野会長

ただいま4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について諮問を受けました。

北海道労働局長から挨拶があると伺っております。よろしくお願いいたします。

○友藤労働局長

北海道労働局長の友藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして諮問させていただきました。

委員の皆様方におかれましては、今、北海道の地域別最低賃金の改正につきましてご審議をいただいておりますけれども、その件に加えまして、別途、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましてもご審議をいただくということでございまして、大変お忙しい中、恐縮でございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、地域別最低賃金につきましては、先ほど事務局から伝達させていただきましたとおり、中央最低賃金審議会におきまして地域別最低賃金額の改定の目安についての答申がなされたところでございます。

北海道地方最低賃金審議会におきましては、これまでの審議の経緯を踏まえまして、中央の動き、道内の雇用情勢等を考慮し、地域別最低賃金額の改定の目安答申を参酌いただきまして、十分に公労使でご議論及びご審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、本審議会終了後に開催する運営小委員会で審議いたします。

各特定最低賃金の改正決定に係る申出の概要につきましては、運営小委員会において事務局より説明してもらおうことといたします。

これまでにつきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

なければ、事務局より何かございますでしょうか。

○川村賃金指導官

賃金指導官の川村でございます。本日配付しております資料について説明させていただき、その後、7月26日に開催しました第1回専門部会について報告させていただきます。

まず、資料 1、1～15ページにつきましては先ほど諮問のありました特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要でございます。

資料 2、17～18ページは団体からの要請書でございます。

資料 3、19ページ～28ページまでが7月26日現在の市町村議会からの北海道最低賃金に関する意見書の受付一覧表でございます。

資料 4、29ページ～36ページにつきましては7月26日現在の関係労働者からの意見・要請書でございます。

資料 5、37ページ～58ページにつきましては「令和5年度における最低賃金基礎調査の概要」になります。

資料 6、59ページからは北海道経済産業局が7月20日に公表しました「最近の管内経済概況」でございます。

資料 7-1、資料 7-2は、日本銀行札幌支店が7月3日及び7月24日に公表しました「北海道金融経済概況」になります。こちらは、71ページからとなります。

資料 8、115ページは専門部会委員の名簿になります。

そのほかに、参考資料として7月26日に開催されました中央の第4回目安に関する小委員会資料をお配りしております。こちらは既にホームページにも掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、7月26日に開催しました第1回専門部会の報告になります。

第1回専門部会につきましては、公開にて開催し、関係労使の参考人からの意見聴取を実施いたしました。

また、第2回専門部会からは金額審議となりますので、部会長の判断で、北海道最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に規定されております「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に相当するため、会議を非公開とすることと決定いたしました。こちらのほうもホームページに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

以上の事務局からの説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

「ありません」

○亀野会長

なければ、これにて第3回北海道地方最低賃金審議会を終了いたします。
運営小委員会の委員の方は、引き続き第2回運営小委員会を開催いたしますので、よろしくごお願いいたします。

以上